

**あきた脱炭素経営支援ネットワークポータル整備業務
企画提案競技審査要領**

1 企画提案競技審査委員会の設置等

- (1) 秋田県生活環境部温暖化対策課内にあきた脱炭素経営支援ネットワークポータル整備業務企画提案競技審査委員会（以下「審査委員会」という。）を設置する。
- (2) 審査委員会は、提出されたあきた脱炭素経営支援ネットワークポータル整備業務の受託候補者の選定に係る企画提案競技について審査を行う。
- (3) 審査委員会は、次の者をもって構成する。
 - ・生活環境部次長
 - ・マーケティング戦略課長
 - ・温暖化対策課長
- (4) 審査委員会の委員長は、生活環境部次長が務める。
- (5) 委員の任期は、契約相手方の決定の日までとする。

2 審査委員会の開催

- (1) 審査委員長は、審査委員会を招集し、会議を主催する。
- (2) 審査委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- (3) 審査委員会の審議は非公開とする。
- (4) 委員長が認める場合、委員から指名を受けた者が委員の代理として審査会に出席し、審査することができる。

3 審査方法等

- (1) 委員又は委員の代理は、別紙の企画提案競技審査票に基づき審査を実施し、評点を付すものとする。
- (2) 審査は総合的に評価し、委員の協議により選出された第1位順位者を契約候補者とする。ただし、各委員の総合評価点数の平均が60点未満である場合には、選定しない。

4 その他

この要領の定めるもののほか、審査委員会の運営に関して必要な事項は、委員長が審査委員会に諮り、これを定める。

附 則

この要領は、令和8年7月7日から施行する

(別紙)

企画提案競技審査票

審査項目	5段階 評価(a)	乗じる 係数(b)	評価点 (a)*(b)
1 ネットワークポータル整備に対する基本的な考え方			10
(1) 秋田県が示したネットワークポータル整備に対する考え方を、よく理解したうえで提案しているか	5	1	5
(2) 仕様書の内容をよく理解しているか	5	1	5
2 ウェブサイトの機能、デザイン及びコンテンツの内容			55
(1) ウェブサイト全体のデザインコンセプトとその狙いが明確か	5	1	5
(2) あきた脱炭素経営支援ネットワークの目的や取組内容を分かりやすく伝えるための工夫が示されているか	5	1	5
(3) 県内事業者の主体的な脱炭素経営を促すために必要な情報や表現の工夫が示されているか	5	2	10
(4) 脱炭素経営について理解を深めるために必要と考えられるポイントが示されているか	5	2	10
(5) 県内事業者が脱炭素経営に関する相談や一元的な情報収集のために利用しやすいサイトとするための工夫が示されているか	5	2	10
(6) 分かりやすく使いやすいサイトとするために、上記の項目を含む各コンテンツのつながりやサイト内の配置案が示されているか	5	1	5
(7) パソコン端末やスマートフォン、タブレット端末の閲覧に適切に対応させる工夫が示されているか	5	1	5
(8) 仕様書に示す内容に加え、特に提案したい機能やコンテンツ等はあるか	5	1	5
3 ウェブサイトの運用サポート及び保守管理体制			15
(1) サイト運用者が平易に更新できるサイトとなっており、更新作業に有効な操作マニュアルとなっているか	5	1	5
(2) 運用開始後のトラブル発生時におけるサポート体制が整っているか	5	1	5
(3) ウェブサイトを構築するサーバーの設置環境や仕様等が示されているか	5	1	5
4 ネットワークポータルの整備体制及びスケジュール			10
(1) ネットワークポータルの整備に対し、適切な人員を配置しているか	5	1	5
(2) スケジュールは適切であるか	5	1	5

5 ネットワークポータル整備・維持経費				10
	(1) 企画提案の内容を実施するための費用とその積算内訳が明確に示され、かつ、適切な金額となっているか	5	1	5
	(2) 翌年度以降の維持管理費用の見込みが示されており、かつ、適切な金額となっているか	5	1	5
基本審査項目の計				100
加 点 措 置	①賃金水準向上の取組	「加点措置に係る取組の評価基準」により審査する		5
	②女性の活躍推進の取組			5
加点措置の計				10
合計				110

加点措置に係る取組の評価基準

評価項目	審査基準			配点	
	大区分	小区分			
賃金水準 の向上	役員及び従業員の給与等 受給者一人当たりの平均 給与額又は役員を除く従 業員の給与等受給者一人 当たりの平均給与額の対 前年増加率 ※1	1.50%以上		3	
		2.00%以上		4	
		3.00%以上		5	
女性の 活躍推進	一般事業主行動計画の策 定・届出	従業員 100 人 以下の企業	女活法 ※3	各	最大 0.5
			次世代法 ※3	0.25	
	えるぼしチャレンジ企業認定 ※2			1	最大 3
	法令に基づく認定	女活法 ※3	えるぼし	1.5	
			プラチナえるぼし	2	
		次世代法 ※3	くるみん	1.5	
			プラチナくるみん	2	
	若者雇用 促進法 ※3	ユースエール	0.5		
秋田県知事表彰の受賞	女性の活躍推進企業表彰		各 0.5	最大 1	
	子ども・子育て支援知事表彰				
	男女共同参画社会づくり表彰				

※1 所得税法第 226 条第 1 項の規定に基づく「給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表」又は税理士又は公認会計士等の第三者による「賃上げ実績を確認できる書類（任意様式）」により比較する。

なお、給与額（賃金水準）の算出方法は、次のいずれかから選定するものとする。

（1） 税務申告に基づく、役員を除く従業員の給与等受給者一人当たりの平均給与額

（2） 県域での、役員及び従業員の給与等受給者一人当たりの平均給与額

（3） 県域での、役員を除く従業員の給与等受給者一人当たりの平均給与額

※2 「えるぼしチャレンジ企業認定」は、秋田県が認定する制度で、主な要件は、えるぼし認定基準に掲げる「女性の採用」や「女性の管理職比率」等の数値目標を 1 つ以上達成し、えるぼしの取得を目指した実施計画を有する中小企業を対象としている。なお、「法令に基づく認定（女活法）」に該当する場合は、「えるぼしチャレンジ企業認定」の配点を行わないものとする。

※3 女活法：女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成 27 年法律第 64 号）

次世代法：次世代育成支援対策推進法（平成 15 年法律第 120 号）

若者雇用促進法：青少年の雇用の促進等に関する法律（昭和 45 年法律第 98 号）